

日実動学-外検発 第R3-18号-報

# 検証実施証明書

国立大学法人 神戸大学  
学長 藤澤 正人 殿

貴機関は 公益社団法人日本実験動物学会  
外部検証委員会による「動物実験に関する  
外部検証事業」による自己点検・評価を行い  
その結果に対する検証を本委員会が実施した  
ことを証します

2022年3月7日

公益社団法人日本実験動物学会  
理事長 三好 一郎



No.2021-18



Japanese Association for Laboratory Animal Sciences

## CERTIFICATE

President Masato Fujisawa  
Kobe University

Dear President

In every Japanese institution under the jurisdiction of Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, MEXT, self-inspections and evaluations for the conduct of animal experiment and related activities must be verified by a third party, independent of the research institution concerned.

Japanese Association for Laboratory Animal Science (JALAS) certify that Kobe University received "Assessment and Verification Program for Care and Use of Laboratory Animals in 2021".

Sincerely yours

7 March, 2022

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Ichiro Miyoshi".

Ichiro Miyoshi DVM PhD  
DJCLAM  
President  
JALAS

A handwritten signature in black ink, appearing to read "Masakazu Kita".

Masakazu Kita DVM PhD  
Chairman  
Assesment and Verification  
Committee, JALAS

## **動物実験に関する検証結果報告書**

**国立大学法人神戸大学**

**動物実験に関する外部検証事業**

(公益社団法人日本実験動物学会)

**2022年3月**

2022年3月7日

国立大学法人 神戸大学  
学長 藤澤 正人 殿

貴機関における動物実験の実施体制に関して、提出された自己点検・評価報告書に対する検証結果を通知します。

公益社団法人日本実験動物学会  
理事長 三好 一郎



対象機関：国立大学法人神戸大学  
申請年月日：2021年7月29日  
訪問調査年月日：2021年12月24日  
調査員：八神 健一、樋木 勝巳、外丸 祐介

#### 検証の総評

神戸大学は、11の学部、14の大学院研究科、1研究環、1研究所と多数のセンターをもつ全国有数の総合大学であり、動物実験は六甲台地区にあるライフサイエンスラボラトリ一及び農学研究科、楠地区にある医学研究科、名谷地区にある保健学研究科、ポートアイランド地区にあるバイオテクノロジー研究・人材育成センター及びインキュベーションセンターで実施されている。「神戸大学動物実験実施規則（以下「動物実験実施規則」という。）」及び各地区の「動物実験委員会規程」が定められ、機関の長（学長）の責務を明記したうえで、動物実験委員会の下に各地区的動物実験委員会を置き、動物実験計画、実施結果や施設等及び実験動物の飼養保管状況、教育訓練等について審議、調査することとしている。これらの動物実験実施体制は、文部科学省の「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（以下「基本指針」という。）」及び環境省の「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（以下「飼養保管基準」という。）」に対応しており、適正に運用されている。

「動物実験実施規則」は2007年に制定された後、複数のキャンパスで行われる動物実験を全学的に一元化した管理体制の下に置くよう改正を重ねており、神戸大学特有の事情を考慮しつつ、実効性ある動物実験実施体制を構築した点は、高く評価できる。一部の施設において、施設・設備の老朽化、設備の点検に不十分な点が見られるものの、総合的に良好な状態で施設等が維持管理されており、実験動物の飼養、

保管が適正に実施されている。全学的に一元化した管理と各地区及び各施設の整合性の向上、小規模な施設にも動物実験に関する最新情報の周知が進むよう、引き続き、運用面での工夫を期待する。

## 検証結果

### I. 規程及び体制等の整備状況

#### 1. 機関内規程

##### 1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合する機関内規程を定めている。
- 機関内規程を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程を定めていない。

##### 2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験実施規則」及び各地区の「動物実験委員会規程」が定められ、機関の長（学長）の責務を明記したうえで、動物実験委員会の下に各地区的動物実験委員会を置き、動物実験計画、実施結果や施設等及び実験動物の飼養保管状況、教育訓練等について審議、調査することとしている。これらは「基本指針」に則した内容である。よって、機関内規程について、自己点検・評価の結果は妥当である。

##### 3) 検証の結果

- 基本指針に適合する機関内規程が定められている。
- 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 機関内規程が定められていない。

##### 4) 改善に向けた意見

特になし。

#### 2. 動物実験委員会

##### 1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会を設置している。
- 動物実験委員会を設置しているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会を設置していない。

##### 2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験実施規則」において、動物実験委員会及び各地区動物実験委員会の設置が定められ、各地区的「動物実験委員会規程」が定められている。前回の受検の際、動物実験委員会の委員構成に基本指針に定められている3種のカテゴリーの明記が指摘され、これに対応している。よって、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。

##### 3) 検証の結果

- 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。

- 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験委員会は置かれていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

### 3. 動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制を定めている。
- 動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験実施規則」に基づき、「動物実験計画書」「動物実験経過報告書」「動物実験（終了・中止）報告書」「飼養保管施設・動物実験室設置（変更）承認申請書」等の様式が定められている。また、動物実験委員会が「動物実験における倫理の原則」「動物の苦痛に関する審査基準」「哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を使用する動物実験の取扱い」を定め、動物実験計画の立案、審査、実施等の手続きの円滑な遂行を図っている。よって、動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 動物実験の実施体制が定められていない。

4) 改善に向けた意見

「動物実験計画書」の様式に、使用する動物の微生物的品質の記入欄がないため、追加することを推奨する。

### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めている。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めているが、一部に改善すべき点がある。
- 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制を定めていない。
- 該当する動物実験を行っていないので、実施体制を定めていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

「神戸大学遺伝子組換え実験実施規則」「神戸大学病原体等安全管理規則」「動物を用いた感染実験の実施に関する要項」「動物実験等における発がん物質、重金属等の危険物質の使用に関する

る要項」「放射性同位元素を動物に投与する実験を行う場合の要領」等が定められている。また、向精神薬研究施設の許可を受けている。よって、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験の実施体制が定められている。
- 該当する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- 該当する動物実験の実施体制が定められていない。
- 該当する動物実験は、行われていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

## 5. 実験動物の飼養保管の体制

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

「実験動物の飼育及び動物実験に関する基準」が定められ、その内容は「飼養保管基準」に則している。4地区にある5施設において実験動物が飼養、保管され、各施設に管理者及び実験動物管理者が置かれ、飼養保管マニュアル及び緊急時対応計画が整備されている。また、兵庫県の条例に基づき、「実験動物の飼養又は保管の届出」をし、視察を受けている。家畜については、家畜伝染病予防法に基づく定期報告等を実施している。よって、実験動物の飼養保管の体制について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

## 6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）

神戸大学では、2014年度に楠地区・名谷地区で、2015年度に六甲台地区で外部検証を受検しており、今回は3回目の受検である。これまでの受検では、委員会の委員構成に3種のカテゴリ

一を明記すること、実験計画書の様式に人道的エンドポイントの記入欄を設けること、各施設で緊急時対応マニュアルを整備すること、全学で一元化した動物実験管理体制を構築することが指摘され、すべて適切に対応している。

全学の動物実験委員会の下に各地区動物実験委員会を置き、動物実験計画、実施結果や施設等及び実験動物の飼養保管状況等について審議、調査することとしており、神戸大学特有の事情を考慮したうえで実効性ある一元化した管理体制を構築してきた。さらに、全学動物実験委員会が多くの基準や要項等を定めて手続きの円滑な運用を図り、最新情報を収集し教育訓練の教材に反映させる等、実験動物の福祉向上のために改善を重ねてきた点は、高く評価できる。

## II. 実施状況

### 1. 動物実験委員会

#### 1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 2) 自己点検・評価の妥当性

「動物実験実施規則」及び各地区の「動物実験委員会規程」に則して、動物実験委員会及び各地区動物実験委員会が動物実験計画、実施結果、実験動物の飼養保管状況、教育訓練、自己点検・評価等について審議し、議事録が作成、保管されている。また、全学動物実験委員会が委員会活動の円滑な運用のために多くの基準や要項等を定め、さらに最新情報を収集し教育訓練の教材に反映させる等、積極的に活動している。よって、動物実験委員会について、自己点検・評価の結果は妥当である。

#### 3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、適正に機能している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 4) 改善に向けた意見

特になし。

### 2. 動物実験の実施状況

#### 1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験を実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

#### 2) 自己点検・評価の妥当性

2020年度には214件の動物実験計画が審査、承認された後に適正に実施され、経過報告書、終了・中止報告書、動物実験の自己点検票が提出されている。よって、動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

#### 3) 検証の結果

- 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

3. 安全管理に注意を要する動物実験の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針に適合し、当該実験を適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験を行っていない。

2) 自己点検・評価の妥当性

遺伝子組換え生物を使用する動物実験、感染動物実験、放射線や発がん物質等を使用する動物実験等、安全管理に注意を要する動物実験が安全かつ適正に実施されている。また、関連する委員会の間で情報共有を図っている。よって、安全管理に注意を要する動物実験の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 該当する動物実験が適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。
- 該当する動物実験は行われていない。

4) 改善に向けた意見

特になし。

4. 実験動物の飼養保管状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

げっ歯類、ウサギ、ブタ、ニワトリ、爬虫類等が飼養保管マニュアルにしたがい適正に飼養保管され、動物実験委員会による飼養保管施設の調査及び飼養保管状況の自己点検票を提出させることにより、その状況を確認している。げっ歯類の飼養保管施設では、微生物モニタリングが実施されている。また、すべての飼養保管施設で緊急時対応マニュアルが整備されている。よって、実験動物の飼養保管状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

一部の飼養保管施設において、温湿度等の環境条件が記録されていない。適正な環境条件を確認、記録することを推奨する。

5. 施設等の維持管理の状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に維持管理している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

飼養保管施設及び実験室に対して、毎年、動物実験委員会による査察を行い、施設等の維持管理状況を確認している。各施設は整理整頓や関係者以外の立ち入り制限等が適切に実施されている。一部の施設において施設・設備の老朽化が進んでいるが、当面必要な補修等が行われている。よって、施設等の維持管理の状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

一部の施設において、大型高圧蒸気滅菌器（第一種圧力容器）の法定点検結果が確認できなかったため、法定点検の実施状況を再確認されたい。また、経年変化や老朽化の見られる施設・設備については、その進行状況に留意し、計画的な改修、更新等を検討されたい。

6. 教育訓練の実施状況

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等の教育訓練を実施し、その内容は基本指針及び飼

養保管基準の内容に沿ったものである。また、外国人研究者や留学生の受講にも配慮している。2020年度はeラーニングにより実施し、理解度を確認するテストを実施している。よって、教育訓練の実施状況について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

7. 自己点検・評価、情報公開

1) 機関による自己点検・評価結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施している。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検・評価の妥当性

「2020年度動物実験実施状況集計結果」「動物実験の自己点検票」「実験動物飼養保管状況の自己点検票」等の資料をもとに、全学の動物実験委員会で自己点検・評価を実施している。また、大学ホームページで、情報公開が適正に実施されている。よって、自己点検・評価、情報公開について、自己点検・評価の結果は妥当である。

3) 検証の結果

- 基本指針や飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。
- 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- 多くの改善すべき問題がある。

4) 改善に向けた意見

特になし。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

兵庫県の「動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、実験動物飼育施設の届出を行い、神戸市保健所の視察を受けている。

哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を使用する動物実験に関しても、「動物実験実施規則」に準じて取り扱うこととし、実験計画の届出を義務付けている。